

障がい福祉サービスについて

※サービスを利用するには、市町村等での申請・調査など、手続きが必要です。

詳しくは、左の各相談窓口へお問い合わせください。

訪問系サービス

- 居宅介護（ホームヘルプ）
自宅での入浴や排せつ、食事の介助、掃除や買い物の家事援助、病院のつきそい等
- 行動援護
ひとりで行動することが困難なため、外出時の移動支援（ホームヘルプ）
- 短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気の場合などにおける、短期間の施設入所支援



日中活動系サービス

- 生活介護
施設等での創作的活動や生産活動などへの支援
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
日常生活や社会生活などの支援
- 就労（移行・継続）支援
就労に必要な知識や能力向上などの支援



居住系サービス

- 共同生活介護（ケアホーム）
共同で生活を送るための支援
- 共同生活援助（グループホーム）
共同で生活を送るための支援



地域生活支援

- 移動支援
社会参加のための外出支援（ホームヘルプ）
- 日中一時支援
介護する人の休息、一時的な日中活動の場の支援
- 地域活動支援センター
創作的活動または生産活動、社会との交流促進を支援
- その他
コミュニケーション支援
（聴覚、言語機能、音声機能、視覚障がいの通訳者派遣など）
日常生活用具給付

